

Title	日本の非核政策と核武装論
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2004, 54(1), p. 1-52
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54824
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

日本の非核政策と核武装論

黒 澤 満

まえがき

二一世紀に入って国際社会は大きな変化を遂げており、日本の安全保障を巡る環境もさまざまな不確実性の前に、新たな挑戦に直面している。特に北朝鮮の核開発問題に直面して、日本国内においても核武装が議論されるようになった。日本の核武装に関しては以前から議論があり、国内でもその可能性が研究されてきたが、これまでの議論は主として海外からのものであり、海外の専門家が日本の核武装への疑念を表明するというものであり、国内での議論はタブーとされてきた。

このような情勢において、本稿では日本の核武装に関する問題をどのように取り扱うことにより、日本の安全保障、および地域的・国際的安全保障を強化できるかという観点から分析を進める。まず、日本の伝統的な非核政策がどのように形成されてきたかを検討し、その時期の日本の核武装に関する研究を紹介し、次に一九九〇年代の海外からの日本核武装論を分析するとともに、その時期に日本の核武装の可能性・有益性に関して実施された研究を

検討する。

第三に、二〇〇二年以降において日本の核武装論が新たな段階を迎えたが、日本および米国において政府高官、政治家、専門家がどのような発言を行い、どのような影響を与えたかを検討する。第四に、二一世紀に入つて、特に二〇〇二年以降にこのような議論が広範に出てきたのであるが、その背景にある安全保障環境の変化およびその特徴を明らかにし、現在の議論が一定の歴史的進展の流れの中で出てきたことを明らかにする。

第五に、日本国内におけるさまざまな識者の見解を、多面的に分析しつつ、日本での議論の状況を紹介する。ここでは核武装賛成論と反対論に区別し、それぞれの主張を詳細に検討し、さらに日本の核武装の可能性を考察する。最後に、日本の安全保障、および地域的・国際的安全保障の観点から、日本が核武装の可能性を検討することが必要でなくなるような安全保障環境の構築のために取るべき措置を考える。

一 非核政策の歴史的進展

1 非核政策の作成過程

(1) 広島・長崎の原爆投下

第二次世界大戦の末期に広島と長崎に原爆が投下され、核時代の幕開けとなったが、日本の安全保障政策において、この広島および長崎の被爆という事実は、歴史的にもまた現在においても大きな意味を有している。日本政府の外交演説においては、唯一の被爆国という用語がしばしば使用されるし、毎年八月に開催される式典には首相も出席し、日本は核兵器国にならないし、核廃絶に向けて努力するという意思を表明している。

広島では一五キロトンのウラン爆弾により約一四万人が、長崎では二〇キロトンのプルトニウム爆弾により約七

万四〇〇〇人がその年の内になくなった。その後も多くの被爆者が原爆後遺症に悩まされてきた。六〇年近くの時間の経過とともに、被爆者も少数になり高齢化し、実体験を基礎とする反対運動は弱体化しているのは事実であるが、原水爆に対する反対の感情は多くの日本人に共有されている。

(2) 第五福龍丸事件

この原水爆反対の感情を、国民運動のレベルにまで引き上げることになったのは、一九五四年の第五福龍丸事件である。一九五四年三月に米国が太平洋のビキニ環礁で水爆実験を実施した当時、マグロ漁を行っていた第五福龍丸は、設定された危険水域の外側にいたにもかかわらず、乗組員が水爆実験による放射能を浴び、そのうちの一人が死亡した。この事件を契機として草の根の原水爆禁止運動が発生し、二〇〇〇万人の署名が集められた。日本の国会では、一九五四年に衆議院においても参議院においても、核兵器の禁止と原子力の国際管理を求める決議が採択された。この事件を契機として、全国的な原水爆禁止運動が組織され、日本の大衆運動の中でも最大の勢力をもち、また運動として継続しており、毎年世界大会を開催している。

この時期の動きの特徴は、原水爆に対する感情的な反対が、国民レベルでの運動に発展し、かつ核兵器反対が国会の両院で決議されていることである。

(3) 原子力基本法

第三の契機は、一九五五年に制定された「原子力基本法」である。この法律は、第二条（基本方針）において「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公表し、進んで国際協力に資するものとする。」と規定し、原子力を平和利用に厳しく限定している。核兵器国においては、原子力の軍事利用が先行し、その副産物として平和利用が推進されるのが一

般であったし、国内において軍事利用と平和利用を区別する必要も存在しなかった。しかし、日本においては原子力開発のそもそも開始から、原子力は平和利用に限定され、その結果、原子力の軍事利用は完全に法的に禁止されている。これは原子力に関する基本原則を定める基本法であって、原子力に関するあらゆる法律はこれを基礎に制定されている。

この措置の特徴は、国内法のレベルで核兵器の取得のみならず、原子力の軍事利用を包括的に禁止していることであり、それも原子力に関する活動のあらゆる側面を包括的にカバーする基本法という性格をもつ法律で確定されていることである。

(4) 非核三原則

第四は、一九六〇年代後半から一九七〇年代初頭にかけて作成された「非核三原則」である。「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則は、一九六七年一月二月に佐藤栄作首相が国会ではじめて述べ、一九七一年一月に国会決議として正式に承認されたものである。この原則は歴代の首相により繰り返し確認されており、また国連総会の演説などでも繰り返し言及されており、国の基本的な原則という意味で「国是」と言われている。当初は沖繩返還に際し、「核抜き返還」との関連で主張されていたが、その後は一般的な国是となっている。また非核三原則は、日本の防衛政策の四本柱の一つとなっている。

この措置は、国家の政策の側面で、国是という国家の基本的な原則として非核三原則が承認され、その後も継続的に再確認されてきているところに特徴がある。

(5) 核不拡散条約

第五は、核不拡散条約の署名と批准である。この条約の署名と批准については、国内でさまざま議論が展開され、署名および批准にかなり長い時間を必要とした。条約への消極的ないし批判的な当時の議論は以下の三点である。第一の最大の批判は、この条約が核兵器国にのみ核兵器の保有を承認し、他のすべての国には認めないという条約の差別性の問題である。第二は、少数ではあるが、日本は将来の核オプションを排除すべきではないという意見である。第三は、特に原子力産業に関わるもので、保障措置の適用により、日本の原子力産業が、一方で核兵器国の原子力産業、他方でユーラトム加盟国の原子力産業に比較して、不利な取り扱いを受けるという側面からであった。第一点が最大の論点であったが、五大国が核兵器を保有しているという現状から出発する以外に方法はないこと、核兵器の一層の拡散という事態の悪化を前もって防止することが必要であること、核兵器国による核軍縮の進展を実施させるよう努力することなどの了解により、条約への参加が進められた。特に核軍縮を進展させるには、現状の悪化を防止しないと、核軍縮も不可能になるからである。第二点は当時でもそれほど大きな勢力にはならなかった。

批准が一九七六年まで遅れたのは、主として第三点を原因としており、核兵器国が自主的に保障措置を受けると述べ、ユーラトム加盟の非核兵器国がIAEA（国際原子力機関）と保障措置協定を一九七五年に締結し、その内容を検討した後、日本は保障措置協定の交渉を開始し、最恵国条項の挿入などによりこの問題に対処したからである。

この措置により、日本が国際法上の義務として、核兵器を保有せず、製造しないことを約束し、それを担保するものとして、原子力の平和利用に対してIAEAの包括的保障措置を受け入れたのである。ここでの特徴は国際法

レベルでの義務の受諾である。

このように、日本は核武装すべきでないという意思を、広島・長崎の原爆体験による感情的なものから出発し、国民的な運動に発展させ、国内法および国際法上の義務として確立し、さらに政策としても「国是」というレベルで繰り返し確認してきており、国防政策ともなっている。⁽¹⁾

2 一九六八／七〇年報告書「日本の核政策に関する基礎的研究」⁽²⁾

「日本の核政策に関する基礎的研究」と題する報告書は、一九六七年から約二年にわたって当時の佐藤内閣の下で、内閣調査室が外郭団体の社団法人「民主主義研究会」に委託する形で作成された。この研究会では「独立核戦力創設の可能性」が検討され、一九六八年九月に、日本の核武装に関する技術的側面および人的・組織的側面に關する第一報告書が出され、一九七〇年一月には、日本の核武装に関する戦略的、外交・政治的側面に關する第二報告書が出された。

第一報告書においては、①核爆弾製造については、濃縮ウラン製造能力がないが、少数のプルトニウム原爆の製造は可能である、②核分裂性物質製造については、八〇年代半ばまでに日本独自の濃縮ウラン製造プラントを建設すると考えられる、③ロケット技術については、固体燃料は技術的に可能だが、兵器として現在直ちに製造することとは困難である、④誘導装置開発については八年くらい必要である、⑤人的・組織的側面からは、国家的大規模な計画を必要とするが、国民的規模での支持が不可欠であり、困難が予測される、⑥財政上からみてもきわめてむずかしい、⑦結論として、単にプルトニウム原爆を少数製造することは可能で、また比較的容易だろうが、近い将来有効な核戦力を創設するというのであれば、前述のような困難がある、と述べられている。

第二報告書においては、①中国の核の脅威について、米国の拡大抑止が日本および韓国を保護しているため、東アジアへの介入は規制されるであろう、②核戦略上の問題として、日本が中途半端な核武装を行うならば、抑止に失敗して核攻撃を受けるかも知れないということを十分考慮に入れておく必要がある、③日本は核攻撃に対してきわめて脆弱な体質を持っており、総人口の五〇・一％が、総面積の一八・九％を占めるに過ぎない東海道メガロポリスに集中し、主要産業もその地域に集中している現状にあつては、たった一発の水爆の爆発も許容することはできない、④外交・政治問題として、日本が核武装したならば、単に中国に一層の警戒心を抱かしめるばかりでなく、ソ連や米国の対日猜疑心を高める結果になり、日本の外交的孤立感は上限のない階段を上り続けなければならなくなるだろう、と述べられている。

結論として、以下のように述べる。日本の安全保障が高まるという保証があるとすれば、核武装は一つの政治的選択として考慮する価値があろう。しかし、これまでの分析を通じて、日本の安全保障が核武装によって高まるという結論は出てこない。日本は、技術的、戦略的、外交的、政治的拘束によって核兵器を持つことができないのであるが、そのことは日本の安全保障にとって決してマイナスとはならないだろう。核保有国となることによって、たとえ国威を宣揚し、ナシヨナリズムを満足させることができたとしても、その効果は決して長続きすることができないばかりか、かえって新しいより困難な拘束条件を作り出してしまふからである。

この報告書は、一九六〇年代後半から一九七〇年代初頭にかけて、中国が核実験を実施して核兵器国となり、沖縄返還が議論され、佐藤首相により非核三原則が唱えられ、核不拡散条約への署名が議論されるなかで、内閣の責任において行われた非公式の報告書である。したがって、当時の日本の核政策の選択について大きな影響を与えたと考えられるし、当時の日本政府の全体的な見解が反映されているものと考えられる。ただ技術的な側面に

関する分析は、その後の著しい技術的發展を考えれば今日の状況に適應できないと考えられる部分も多々あるが、人的・組織的側面の困難さの指摘は現在でも通用するであろう。さらに戦略的側面の分析は現在でも状況はほとんど変わっておらず、また外交・政治問題からの分析も現在の状況に適用可能である。

二 一九九〇年代の核武装疑惑

1 日本の核疑惑に関する議論

一九九〇年代においては、冷戦後の新たな国際環境の下において、日本に関連するさまざまな事項を根拠に、日本の核武装の疑惑が海外の論者によって主張された。それは主として以下の三つの理由に基づいている。第一は、日本がプルトニウムを再処理し核燃料として用い、また大量のプルトニウムを保有していることである。第二は、北朝鮮の核開発疑惑問題が発展し、日本はそれに対抗するために核兵器を保有するであろうという主張であり、第三は、一九九三年のG7首脳会議において、日本のみがNPTの無期限延長を支持しなかったことから来る政治的⁽³⁾意思の問題である。

(1) プルトニウム利用

第一の技術的な側面からの疑惑は、日本のプルトニウム利用は平和目的であり、使用しているのは原子炉級のプルトニウムであると言われているが、原子炉級プルトニウムでも核兵器の開発に可能であり、日本の保有量は莫大なものになっているので、日本はいつでも核兵器を開発・製造できる核分裂性物質を保有しているというものである⁽⁴⁾。またプルトニウム保有と関連して技術的側面から主張されるのは、日本が地球を回る軌道に衛星を打ち上げる能力のあるH2ロケットを開発していることであり、それは弾道ミサイルに容易に変換できると主張されている。

(2) 北朝鮮の核開発疑惑

第二の国際情勢からの疑惑は、北朝鮮が核兵器を開発していることに関連して、北朝鮮が核兵器を保有するようになれば、日本が核兵器を保有する方向に動く可能性がきわめて高くなるとの判断である。この意見は主として米国の内部においてしばしば主張されたものであり、勢力均衡的な立場からの見解であり、ドミノ理論に基づく見解である。

(3) NPT無期限延長反対

第三は、日本の国内政治上の疑惑であり、一九九三年のG7サミットにおいて、日本がNPT無期限延長を支持できなかったことは、日本が核武装の可能性を検討していることの証拠であると主張された。この日本の政治的意思の問題については、それを主張する人々の誤解が主たる理由であると考えられる。日本はNPTの署名時においても、条約の差別的な性格に大きな疑問を抱き、十分な核軍縮の進展が見られない状況で、この差別的な制度を無期限に維持することには躊躇せざるを得なかった。実際の理由は、宮沢首相が自民党内で無期限延長にコンセンサスを得られなかったからであり、また条約への署名・批准が議論されていた頃に外相を務めていた首相は、この条約の無期限延長がいかに困難であるかをよく知っていたからである。

その二カ月後、細川新政権は、日本が条約の無期限延長を支持することを明確に表明し、同時に世界の平和は核兵器を廃絶することによる世界軍縮により達成されるべきことを強調した。

この時期における日本の核武装論は、以上の三点を根拠に日本の核武装の可能性を危惧するものであり、第三点は消滅しているが、日本の政治的意思の問題として現われることもあり、第一、第二の点は現在でもそのまま妥当する。まず技術的な側面では、核兵器の開発に利用可能なあるいは核兵器の開発に隣接する領域での技術的發展は

否定できないであろう。またプルトニウム利用が世界のさまざまな地域において危惧を生じさせていることも事実である。ただ、日本の場合には、原子力の平和利用に関する法的規制が存在し、宇宙の平和利用に関する国会決議が存在している。したがって、原子力あるいは宇宙に関する研究開発も当然平和的なものに限定され、意図的に軍事的なものを研究開発することはできない。

しかし、技術は価値中立的であり、一方から他方への転用も技術的には可能であるので、日本には明確な説明責任があり、透明性を大幅に増大させるとともに、国際的な協力を積極的に推し進める必要があろう。

北朝鮮の核疑惑については、現在もさらに悪化しつつ継続する問題であり、核兵器開発は一層深刻なものとなっており、日本の安全保障にとっても大きな危機であり、慎重に対応する必要がある。

2 一九九五年報告書「大量破壊兵器の拡散問題について」⁽⁵⁾

この報告書は、特に一九九〇年代前半の北朝鮮の核疑惑等に基づく日本の核武装論が海外において主張される中において、防衛庁事務次官の指示の下に、防衛庁の文民と制服組のチームがまとめたものであり、①冷戦後の核戦略がどのように変容しているか、②冷戦後の核拡散問題はどう進展しているか、③冷戦構造崩壊後の米国の日本への拡大抑止は必要か、必要ならどう担保するか、④日本にとって核オプションは意義ある選択か、⑤日本はどう選択すべきか、が検討されている。

まず、核武装の戦略的意義として、①対価値（都市）戦力としての確証破壊による抑止力を維持する、②通常戦力の劣性補完として核武装を考える、③自由な核（報復）オプションの保持により同盟国の核コミットメントを確保する、の三つのケースを検討し、①については、国土狭隘、人口稠密、都市集中など極めて脆弱な地理的特性を

有する我が国の場合にはその意義は否定的である、②につき四面環海の我が国ではNATOとは異なりその必要性は乏しい、③のような英仏型戦略戦力保持は、日本にとって適当ではない、と述べる。

次に核武装が必要になる前提条件として、日本に対する核の脅威という点から、中国、ロシア、北朝鮮を検討し、①中国につき、米国の拡大抑止が健全に機能していれば、日本に対し核の威嚇や攻撃を行うことは想定しがたいが、台湾との関係では懸念が残る、②ロシアについては、日米安保条約が健全で米国の拡大抑止に依存できる限り、日本が単独でロシアと対決する状況は想定しがたい、③北朝鮮については、米国の立場からして北朝鮮の核武装が容認される可能性は低く、北朝鮮の核は、当面の安全保障政策の重要課題であって、将来日本が核武装の可能性を議論する上での条件とはなり得ない問題であると結論する。

第三に、核オプションのコストとして、日本が核保有に踏み切れることは、①現在の不拡散体制の破壊をリードすることとなるのみならず、②安保条約の核心である米国の拡大抑止との関係で微妙な問題を生じかねないことから、余程の合理的理由がない限り同条約に対する不信の表明と理解される恐れが高い、③また、周辺諸国からは、日本が日米安保条約の枠組から離脱し自主防衛に傾斜する行為と見られる恐れが高い、という点を指摘する。

また①対外的な関係で問題を生じるだけでなく、②国内的には核保有をめぐる衝突という政治的混乱を惹起することとなるとともに、③仮に核兵器を保有することになれば核兵器管理のためのインフラ整備のため膨大な政治的経済的コストを負うこととなると述べる。

第四に、現状に近いケースとして、①日米同盟が維持されること、②核不拡散レジームもほぼ維持されること、③周辺諸国に核武装の傾向があらわれること、という条件の下では、我が国にとって核オプションの意義は認められないと述べ、次に最悪のケースとして、①日米同盟の破綻、②核不拡散レジームの崩壊、③各国が核武装へ傾斜、

という条件の下で検討し、この場合であっても、国際社会の安定に依存する通商国家が、自国の核兵器により自らの安全を確保し、その権益を擁護することにどれほどの意味があるのかは疑問とせざるを得ない、かえって自らの生存の基盤を掘り崩す恐れが大きいものと考えられる、と分析する。

これら二つのケースの折衷型においても、日本の核武装は、不安定化をもたらす重要な要因として忌避される可能性が高く、仮に米国が日本に核武装を慫慂したとしても、この地域の他の米国の同盟国や友好国にとっては、受け入れがたいオプションとなるだろうと述べ、こうした政治的・経済的な諸条件に加えて、日本が地政学的に核に対して脆弱であることから、核兵器を保有することは決して有利は政策ではないものと思われる、と結論する。

この報告書は、北朝鮮の核疑惑に直面して、防衛庁による軍事的・戦略的観点を中心とした分析であって、きわめて貴重なものであり、現在の日本の核武装に関する議論にとってもきわめて有用なものである。

三 二一世紀の新たな議論

1 日本における議論の発生

二〇〇二年に至るまで、日本国内において日本の核武装を議論することはタブー視されており、ときおり核武装論が唱えられることがあったが、議論すること自体に対して鋭い批判が浴びせられるのが一般的であった。たとえば、一九九九年一月に当時の防衛庁政務次官の西村真悟氏が、日本も核武装を検討すべきだと主張したが、国内世論およびメディアの強烈な批判に直面し、小淵首相はその翌日に政務次官のポストを解任せざるを得なかった。

二〇〇二年五月一三日に安倍晋三官房副長官が早稲田大学で講演し、憲法上は戦術核を使うことは違法ではないと話し、政策論としては非核三原則があるからやらないが、法律論としては違憲ではないと述べた。この問題が国

会で取り上げられた際に、安倍氏は従来の政府解釈を紹介しただけであると釈明した。この問題に関して、福田康夫官房長官は、五月三十一日、非核三原則は憲法のようなものであるが、憲法も改正しようというぐらいになっているのだから、非核三原則も変えようとなるかもしれないと述べ、将来、非核三原則を見直す可能性もあるとの考えを示した。⁽⁶⁾

内閣の中枢に位置する二人の政治家が、北朝鮮の核開発問題が深刻化する中で、日本の核兵器保有の容認とも受け取れる発言を行ったため、いつものように国内で批判が巻き起こったが、両氏がそのポストを失うことはなかったし、行政の執行に大きな障害が出ることもなかった。それには以下の三つの理由が考えられる。第一は、両氏とも日本の核武装に言及しているが、それは法律論であり、また理論的なものであり、政策としては非核を貫くと強く弁明したことであり、それは以前の例が核武装を政策として強く支持するものであったのとは異なっていたからである。第二に、小泉首相が、小泉内閣としては核兵器の保有はまったく考えておらず、非核三原則を厳守するとすぐに表明したことである。さらに第三には、さまざまな国際環境の変化、特に北朝鮮の核兵器にいかに対応するかという問題を背景として、核武装の議論がタブー視される度合いが低くなったからであると考えられる。⁽⁷⁾

その後、二〇〇二年九月一七日に小泉首相が訪朝し、日朝首脳会議が開催された後、拉致問題で日本人の北朝鮮に対する不信と怒りが広く発生し、同年一〇月半ばに北朝鮮の濃縮ウラン計画が暴露されるに至って、北朝鮮の核ミサイルの攻撃にいかにも備えるかといった観点からの議論が多く出てくることとなった。

まず、二〇〇二年一二月に、京都大学の中西輝政教授は、北朝鮮に核ミサイルを発射させないようにするいちばんの方法は、「日本も核武装する」という宣言を、いち早く総理がすることであり、「北朝鮮がもし万一、核ミサイルの脅しをかけてくるなら、日本も核武装する決断を迫られよう」とはっきりいえばいいと述べ、福田和也氏も、

新しい政治を行うにあたって二つのポイントがあるが、その一つは「我々には核兵器を製造する力があり、やろうと思えばすぐに核武装できる」と表明することである⁽⁸⁾。また田久保忠衛杏林大学教授は、日本の核武装の選択に関して、「絶対、日本は核武装をしないと決まるとは言わない」ことを主張した⁽⁹⁾。

2 米国における議論

第一に、二〇〇三年一月三日に、チャールズ・クラウトハマー氏が、ワシントン・ポスト紙において、「ジャパン・カード」と題するコラムで、北朝鮮の核開発阻止に消極的な中国の態度を変えさせるためには、米国は日本の核武装を支持すべきであると主張した。その理由として、彼は、「われわれの悪夢が北朝鮮の核であるとすれば、中国の悪夢は日本の核であり、今や悪夢を共有する時期である」と述べている⁽¹⁰⁾。

第二に、二〇〇三年一月六日に、ケイトー研究所のテッド・カーペンター氏は、北朝鮮問題の解決のオプションとして、①米朝枠組みと同様に、北朝鮮に物質的利益を与える、②核施設を先制攻撃する、③経済制裁で圧力を強める、があるがいずれも実効性がないとして、第四の採用すべきものとして、米国は、北朝鮮に対して、その核兵器プログラムを放棄しないならば、米国は韓国と日本に対して核武装するよう奨励すると述べるべきだというアプローチを主張した⁽¹¹⁾。

第三に、二〇〇三年二月一六日に、ジョン・マケイン上院議員は、FOXテレビで、北朝鮮の核開発問題に関連して、「中国が危機解決に迅速に取り組まなければ、日本は核武装するしか選択肢がなくなる。日本には自国民の安全を守る義務がある」と述べ、日本の核武装への方向性を示唆するとともに、中国への積極的な取り組みを要請した⁽¹²⁾。

第四に、二〇〇三年三月一六日に、チェイニー副大統領は、NBCテレビとの会見で、北朝鮮の核開発や弾道ミサイル開発は、この地域の軍拡競争を引き起こすとの見解を示し、「例えば日本が核武装問題を再検討するかどうかの考慮を迫られるかもしれない」と述べ、さらに「日本で核武装論が起きることは中国の利益にならない」と述べた。⁽¹³⁾この発言は米政府の副大統領のものであり、他の発言とは異なる重要な意味合いをもっている。

第五に、二〇〇三年四月一日、モントレイ国際大学のポッター氏は、インターナショナル・ヘラルド・トリビュン紙において、北朝鮮のNPT脱退の発効に関連して、米国がこの問題の解決に積極的な対応を取らないことを批判し、「韓国および台湾は安全保障に対して核兵器が持つ価値についての長く眠っていた議論を再開するかもしれないし、日本も核不拡散条約の価値を以前より厳格に検討するだろう」と述べ、核兵器のドミノ作用を警告していた。⁽¹⁴⁾

3 日本における議論の発展

米国における上述の議論を背景として、二〇〇三年中期以降日本においては本格的な議論がさまざまな雑誌において展開され、ある雑誌はこの問題の特集を出すようになった。二〇〇三年八月一四日、防衛大学校長の西原正氏は、ワシントン・ポスト紙において、「米国との不可侵条約に関する北朝鮮の提案が、著名な米国の政策決定者や他の影響力ある人々の支持を得ているように見えるのは不幸なことである。そのような条約は、実際には、韓国からの米軍の撤退、さらに日本の独自の核兵器の開発の正当化へと導くだけであろう」と述べ、不可侵条約は日米安全保障条約を損なうものであるので、米国はそれに署名すべきでない」と主張した。その理由は、北朝鮮が核を放棄したとしても、生物・化学兵器で日本を攻撃するかもしれず、その際に米国は不可侵条約のため日本を防衛できない

くなる可能性があり、日本は米国との同盟をあてにできないので、報復のため核兵器開発を決定するかもしれないという論法である。⁽¹⁵⁾

4 議論の特徴

この時期の代表的な発言を検討してきたが、日本の核武装に関する米国の専門家の見解は、直接的に日本の核武装を奨励するものというよりは、日本が核武装すれば中国の安全保障が影響を受けるという可能性を強調することにより、北朝鮮問題の解決に向けて、中国がもっと積極的に行動すべきことを要請するものであり、また北朝鮮に對して核開発の効果が相殺される可能性を述べ、核開発を抑制するものである。さらに北朝鮮の核武装は、アジア諸国へのドミノ効果を生み出すので、米国を中心に国際社会が北朝鮮の核開発の阻止に向けて努力すべきことを主張するものである。

他方、日本での議論の大部分は、北朝鮮の核兵器およびミサイルの脅威に對抗するために、あるいは北朝鮮の政治的な恫喝に対応するために、日本は核兵器を保有することを考えるべきであるというものであり、米国における議論が間接的なものであるのに対して、北朝鮮の脅威への直接の対応として議論されている。

もつとも、米国においても、チェイニー副大統領以外は、ライス大統領補佐官やアーミテージ国防副長官など政権内部の人々は、日本の核武装の必要性や可能性については否定的であるし、日本政府も否定的である。

四 日本における核武装論顕在化の背景

二〇〇二年および二〇〇三年に日本において核武装がさまざま議論されるようになったが、本節では、この時期

に議論が発生してきた背景を明らかにする。それはこの議論の性質をより正確に理解することを可能にするし、日北核武装論をどう解決すべきかのヒントも得られると考えられるからである。第一の直接の背景となっているのは、北朝鮮の核ミサイルの脅威であり、この問題が日本の核武装論の直接の契機であり、直接の対象であることには疑いはない。第二は、国際核不拡散体制の弱体化が背景にあるが、特にNPTの実効性および普遍性における体制の弱さ、さらに核軍縮の停滞が論点となる。第三に、日本の核武装論に間接的に大きな影響を与えているのは、米国の核政策であり、特に核兵器の使用可能性の問題を検討する。第四は、日本の小泉内閣における軍事力強調主義が、米国のブッシュ政権における軍事中心主義と相互強化しつつ進展している点を検討する。

1 北朝鮮の脅威

冷戦終結直後には、米国の核兵器が韓国から撤去され、南北朝鮮間で朝鮮半島非核化共同宣言に合意され、北朝鮮がIAEAと保障措置協定を締結するなど前向きな傾向が見られた。しかしその後、北朝鮮の核開発疑惑が発生し、核危機を迎え、一九九四年の枠組み合意で北朝鮮の核凍結が図られた。一九九三年にはノドン・ミサイルが発射され、日本の大部分がこの射程距離に入っており、日本への直接の脅威はこの時期から発生していた。

一九九八年八月に北朝鮮により発射されたテポドン・ミサイルは、日本列島を越え太平洋に落下したため、北朝鮮の脅威は一層大きなものとなり、日本は一時期KEDO（朝鮮半島エネルギー開発機構）への協力を中止したりもした。またこれに対応するため、米国とのミサイル防衛の共同研究にすぐに合意し、脅威への対応を考慮するようになった。

北朝鮮情勢が大幅に悪化し、日本に対する北朝鮮の脅威が一層深刻となったのは、二〇〇二年一〇月以降である。

その時期に北朝鮮は米国に対してウラン濃縮製造計画をもっていることを通知したからである。これにより米朝関係は一気に悪化し、KEDOは重油の供給を停止し、北朝鮮は核凍結の解除および核施設の再稼動を表明し、二〇〇三年一月一〇日にはNPTからの脱退を表明した。さらにその後、北朝鮮はすでに核兵器を保有していると表明し、核兵器開発計画をさらに進めている様子である。

日本の小泉首相は、二〇〇二年九月一七日にピョンヤンを訪問し、金正日軍事委員会委員長と会談し、共同声明を発表した。ここでは国交正常化に向けて交渉を開始するとともに、核・ミサイル問題の解決が謳われていた。この会談は、日本の首相が北朝鮮を訪問した最初のものであり、日本外交の大きな成功であると賞賛されるものであったが、拉致問題によって事態は、一層悪化していった。

首脳会談において、金正日ははじめて拉致問題の存在を認め、謝罪し、拉致に関する事実を報告した。拉致事件の承認および謝罪は歓迎されたが、一三人の拉致被害者があり、八人がすでに死亡しているという報告の内容には、日本で大きな失望が見られた。その後日本が一層詳細な情報を要求したのに対して北朝鮮が回答しなかったため、日本国内において北朝鮮に対する怒りおよび不信が大きく広がっていった。その結果、政府自身も拉致問題の解決なくしては、いかなる交渉もありえないという態度を採用せざるを得なくなり、核問題よりも拉致問題がより重要な課題となった。

北朝鮮の核・ミサイルの脅威に関する日本人の対応については、この拉致事件に対する北朝鮮の対応への不信や怒りが大きく作用している。拉致事件を引き起こすような非人道的な政権というイメージと、解決に向けての不誠実な態度とによって、核・ミサイルの脅威が一層拡大されているように思われる。今回の日本における核武装の議論が、北朝鮮の拉致問題に対する不満、および拉致問題に対する日本政府の対応への不満との関連で議論されてい

ることが多いことから、この問題が大きな背景となつてゐることは否定できない。⁽¹⁶⁾

日本の核武装論が出てくる背景として中国の核戦力の脅威が存在することは確かであり、中国の核軍備増強に直面して、それに対抗するために核武装が主張されることもあつた。長期的にはこの問題に対応する必要があるが、中国の核兵器は一九六四年以来四〇年にわたつて存在してきた問題であり、今回の核武装論の発生の中心的な理由とは考えられない。

2 核不拡散体制の弱体化

日本の安全保障を考える際に、特に日本の核武装を考える際には、核不拡散体制の有効性が大きな鍵となる。核不拡散条約の成立に伴い、日本は条約に署名・批准したが、核武装をしないことが日本の安全保障に有益であるという判断に基づいてゐる。それはNPTが多くの国により受け入れられ、かつ誠実に履行されるという前提に立っている。しかし、最近の情勢は、この前提を疑問視させるような状況となつてゐる。

その一つは条約の実効性の問題であり、条約当事国である国々が条約義務を誠実に履行しているかが疑わしい状況が生じており、それに対して国際社会が効果的な措置をとりえない状況になつてゐる。その中心は北朝鮮であり、核疑惑が発生した一九九三年三月にも条約からの脱退を表明し、それは一時停止したが、二〇〇三年一月には再び脱退を表明し、四月には脱退が有効になつたと考えられてゐる。条約に違反しながら、最終的には条約から脱退することに對して、国際社会が適切な対応を取らないという状況が問題であり、条約の実効性が大きく損なわれてゐる。またイラク、イラン、リビアなども条約の当事国でありながら、条約義務の違反の疑惑がしばしば発生する状況が、長らく継続してゐた。

条約の実効性については、I A E A 保障措置の強化などの措置が採用されており、日本は率先して新たな義務を引き受け、一層の負担を負うことを進んで実行しているが、違反の疑惑のある国々がこれらの新たな義務を引き受けない状況は、短期的に見て不公平感を生じさせる可能性がある。また違反が放置されることが継続し、あるいは違反の後の脱退が放置されるならば、日本においても、核武装すると国際的非難を浴びるだろうが、それほど厳しいものではないと解釈する論者が出てくる可能性がある。

第二の問題は条約の普遍性の問題であり、日本がNPTに署名・批准した際の認識は、この条約は不公平なものであり、差別的なものであるが、五核兵器国が存在するという現状から出発する以外になく、核軍縮推進の前提としても核拡散の防止は不可欠であるというものであった。そこには、核兵器国はこの五国に厳しく限定され、それ以上増加することはないという認識があった。イスラエルの核は以前から長らく米国のダブル・スタンダードによって存在してきたが、日本にとって、さらに重要なのはインドおよびパキスタンの地位である。

一九九八年五月に両国が核実験を実施した際に、日本は米国とともに両国に経済制裁を課すことによって、両国の核実験を厳しく非難した。その他の多くの国々は非難はしつつも、経済制裁の適用までは実施しなかった。NPTの規定上は、この両国は核兵器国にはなれないという意味においては、両国は法的には核兵器国ではない。しかし、実際の国際政治においては、両国を事実上の核兵器国として承認する動きがしばしば見られた。米国においても、経済的な利益の観点からインドの経済制裁を解除すべきであるとの見解が以前から強くあったが、米国は、二〇〇一年九月十一日の同時多発テロを契機に両国への経済制裁を解除した。それはアフガニスタンにおける対テロ作戦においてパキスタンの協力が必要になったからであり、インドも同時に取り扱われたからである。

その後、国際社会が、特に米国がインド、パキスタンの核兵器国としての地位を事実上認めるような発言を行い、

行動をとっているが、これは核不拡散体制を大きく損なうものであるとともに、日本のように核兵器のオプションを積極的に放棄した国から見ると、不拡散体制の厳格な維持に国際社会はそれほど熱心ではないのかという認識が発生する。新たに核兵器国になることは、一時的な非難があるとしても、そのうち核兵器国として受け入れられる可能性があるという認識が発生する余地がある。

キャンベルは、この点に関して、「インドとパキスタンが（長期的な外交的・経済的影響なしに）一九九八年五月に複数の核装置を爆発させ、さらにその後核兵器を開発することにより、一九九〇年代の出来事は核兵器に対するタブーを劇的に弱体化した。その後米国が戦略的にインドを取り込んだので、米国の核拡散に対する決意は弱体化していると感じさせることになり、過去に核開発を試みた諸国は、米国主導の国際的孤立や非難という過去の恐怖を割り引いて考えるようになっていく」と分析している。¹⁷⁾

第三は、核軍縮の停滞の問題であり、日本のNPTの署名・批准に際して最大の問題となったのが条約の差別性の問題であり、一九七六年の条約批准書寄託の際の日本国政府声明においても、「このような差別は、将来、核兵器国が核兵器を廃絶することによって是正されねばならないと信じる」と述べられており、「日本国政府は、核軍縮について特別の責任を有する核兵器国が、この条約の第六条に従い、核軍備の削減、包括的核実験禁止などの具体的な核軍縮措置をとっていくことを強く要請する」と述べられている。

このように、日本は核兵器を保有しないことでその安全を保障することを選択したが、それは核兵器の廃絶に向けて核兵器国が積極的に努力するという前提に立っている。その前提となっている核軍縮に進展が見られない状況においては、核不拡散体制は、核兵器国の特権的地位を永久に認めるものとなり、日本の安全保障は低下していくと主張する可能性があり、そのためには核武装が必要であるとの考えが出てくる余地が生まれる。

シリシオオーネは、「日本のような国が核兵器を開発する能力を保持している限り、大量破壊兵器の拡散に対する政治的・外交的抑止力が強力で有効であることが不可欠である。米国その他の核兵器国が、NPT第六条の下で要求されている軍備競争の早期の停止および核軍縮に関する効果的な措置の追求の意図をもちや持っているといふ日本が考えるようになれば、日本は真剣に核武装を検討するであろう」と分析している。⁽¹⁸⁾

同様に、ハリソンも、「この分析の要点は、日本に対する米国の核の傘の継続は、中国を含むような核軍縮の世界的なプロセスへと導く米国の有意義な措置を伴っていないければ、それだけでは非核日本を保証しないというものである。∴日本がどう決定するかは、主として、米国とロシアが、中国その他の核兵器国を核軍縮の継続的なプロセスに引き込むのに必要な核兵器の削減を行うかどうかにかに依存する」と述べている。⁽¹⁹⁾

3 米国の核政策・核兵器の使用可能性

米国のブッシュ政権においては、二〇〇二年一月に「核態勢見直し」報告書が提出され、基本的にはその方針に従って、米国の核政策が実施に移されている。その報告書の中心は、ロシアはもはや脅威ではなく、ならず者国家やテロリストが新たな脅威となっていること、そのためこれまでの脅威に基づくアプローチから能力に基づくアプローチに移行することである。その新たな三本柱は、非核および核打撃力、ミサイル防衛を中心とする防衛、応答的インフラである。この報告書においては、これまでの戦略の三本柱——ICBM、SLBM、爆撃機——は核兵器を重視してきたが、新たな戦略では、核兵器の重要度は大きく低下され、通常戦力の重要性が高められると述べられている。

ロシアからの脅威の大幅な低下により、戦略レベルでの核兵器の有用性は減少していることは確かであるが、核

兵器の有用性がすべて低下しているわけではない。すなわち、新たな核政策では、核兵器と通常兵器の間の大きな壁が除去され、非核および核打撃力として同列に取り扱われており、これは核兵器の使用の可能性が増大することを意味する。そのことは、この報告書の他の部分において、核兵器への新たな任務付与として、堅固で地中に埋められた目標や移動式の目標を攻撃すること、さらに命中精度を改善し付随的損害を限定することが含まれていることから明らかである。そのため新たな核兵器の能力の開発が必要とされており、核実験の準備期間を短縮することが勧告されている。

米国議会は、二〇〇四年度予算作成過程において、五キロトン以下の核兵器の研究・開発を禁止する一九九三年の法律を廃止し、小型核兵器のための予算を付けており、核実験準備期間の短縮のための予算も承認した。このことは、米国は新たな小型核兵器を開発し、核実験を行う準備も整えていることを意味している。それらは小型であって、使用が抑止されていた戦略核兵器とは異なり、実際の使用を念頭において開発が進められている。

さらに米国は二〇〇二年一〇月国家安全保障戦略を採択し、これまでの政策とは大きく異なり、先制攻撃の政策を採用した。ここでは核兵器の使用も排除されていない。このように、米国の最近の核政策は、核兵器は使用可能な兵器であり、通常兵器とともに、ならず者国家などに対して使用する傾向を強めている。

このような政策は、これまで支配的であった考え、すなわち核兵器の破壊力はきわめて大きく大規模な被害を生じるものであるから、核兵器は相手の核兵器の使用を抑止するためのみ存在し、実際は使えない兵器であるという考えを根本的に変えている。付随的損害を限定することにより使用が可能であるという方向に向かっていく。この米国の新たな核政策は、非核政策を追求する日本にとって、核兵器は使える兵器であるというメッセージを送っており、それに基づき、それでは日本も保有すべきではないかという議論へと連なっていることも否定できない。

米国の政策に関連するもう一つの側面は、米国の単独主義に関わるもので、渡辺教授は、「核武装論に関する現在の議論の基礎にある追加的な要因は、言及されていないものであるが、現在の米政権が一方的な軍事行動をとる傾向をもってしていることに対する根強い懸念であることを理解する必要がある。北朝鮮の核計画に対する日本人の懸念と混じりあっているのは、世界の唯一の超大国がその意思をイラクに課している方法についての不安な感情である」と主張する。⁽²⁰⁾

またキャンベルは、「欧州および日本における米国の現在の安全保障のコミットメントは、米国の核の傘の有効性と一貫性はまだ基づいているが、安全保障の同盟国・友好国への米国のコミットメントに対する疑問が大きく生じている。孤立主義の米国は、自国の国益を保護するためにだけ行動するので、多くの国が核の傘に関する米国のコミットメントを再評価するようになってい⁽²¹⁾」と述べ、これらの国による核武装の可能性を懸念している。

4 日本の軍事力強調主義

冷戦終結後の湾岸戦争において、日本は多大の経済的援助を実施したにもかかわらず、人的貢献をしなかったために、国際社会から十分な評価を受けなかった。国際社会の平和と安全のために積極的な役割を果たすべきであるという認識と、人的貢献がないと国際社会で評価されないという認識に基づき、日本は軍事的な貢献をも目指すようになる。第一に、国連平和維持活動に自衛隊を派遣するための法整備が検討され、一九九二年には国連平和維持活動協力が成立し、一九九三年にUNTAAC（国連カンボジア暫定機構）の軍事部門の後方支援として自衛隊が派遣され、その後、モザンビークやゴラン高原にも派遣された。

第二に、一九九六年の日米安全保障共同宣言を契機に、日米軍事協力に関する新たなガイドラインが一九九七年

に作成され、そのための新たな国内法として「周辺事態法」が一九九九年に作成された。これにより日米安保条約第六条に関する米軍への自衛隊の協力が明確に示された。このように冷戦後の一〇年において、日本はその軍事的な役割を強化する方向に進んでいった。

二一世紀に入り、日本では小泉政権が、米国ではブッシュ政権が発足し、さらに二〇〇一年の九・一一同時多発テロが発生することにより、日本の軍事力強調主義はさらに強化されていった。同時多発テロのすぐ後に、米国の対テロリズム・アフガニスタン作戦を援助するため、日本は二〇〇一年一月に「テロ対策特別措置法」を成立させ、米軍の作戦を支援するため、インド洋に海上自衛隊を派遣し、他国艦船への燃料補給を行うとともに、後にはイージス艦をも派遣した。二〇〇三年六月には、主として朝鮮半島での危機を念頭にして、「武力攻撃事態法」が制定され、同年一〇月には、米英軍によるイラク攻撃の後の行動として、「イラク支援活動特別措置法」を成立させ、自衛隊の派遣を定め、二〇〇四年に入って自衛隊の派遣を実施した。

このように、特に小泉政権になって、対米協力を中心に日本の軍事的活動を強調するようになり、国際的に日本の軍事力を全面に押し出すようになった。これは、米国が単独主義的にかつ軍事力を中心に据えて行動するようになったことと深く関わっているが、日本国内および国際社会において軍事力が強調され、優先される状況がきわめて強く出てきている。このような一般的な傾向が、日本の核武装の論議にも間接的な影響を与えていると考えられる。⁽²²⁾

1 核武装推進論

(1) 自主防衛論

従来から自主防衛論を主張する人々は、米国の反対があろうとなかろうと、対米依存、対米従属からの脱却の手段として、日本独自の核武装を推進すべきであると主張する。対米依存の防衛態勢は、政治のみならず経済や文化にまで及ぶ対米屈従の傾向を我が国の「戦後」に与えてきたとし、自主もしくは自助の防衛体制をめざすのであれば、日本の核武装は真剣に考慮されるべきであり、基本的に支持すると主張する。⁽²³⁾

(2) 米国容認論

米国におけるさまざまな専門家の発言、特にチェイニー副大統領の発言を根拠に、米国は日本の核武装を容認しているとの解釈が、日本の核武装推進論者、特に新たな推進者の大部分に共有されている。したがって、たとえ日本が核武装しても、日米安保体制にひびが入る心配はまったくなくと主張され、⁽²⁴⁾日本に核武装論が出てきたのは、アメリカに、日本を核武装させたらどうかという意見が出てきたからにはかならないのであり、核武装はアメリカの意図次第であるから、日本としては核武装も「是」としておいた方が国益に叶うだろうと、主張されている。⁽²⁵⁾

中西輝政教授も、チェイニー発言以前から核武装論を唱えていたが、これは明らかに、日本に対するアドバルーンであり、北朝鮮の核開発、中国の軍備拡張に関する牽制であるとし、長期的に見て、日本での核武装論議の高まりは、アメリカの国益にかなうという核心がこの発言の根底にあると解釈する。また、日米安保体制を堅持すれば日本に核武装の必要はないという議論に対して、彼は、拡大抑止は冷戦構造のような、完全な二極対立の状況の下

でしか高いレベルの信憑性を享受することはできないとし、核に対しては核をもって応じる以外に有効な手立ては見出しがたいのであると結論する。日本が核保有宣言をすべき時は、①アメリカの日本防衛に関するコミットメントが明確に揺らいだ時、②中国の海洋軍事力が本格的に外洋化した時、③北朝鮮の核が曖昧なままに見過ごされた時、のいずれかひとつが現実になった時であると主張する⁽²⁶⁾。

福田和也氏は、米国の承認の下であれば核武装で孤立することはないとしつつ、「核武装する国、あるいは核武装を目指す国が増えてくるにつれて、アメリカの核の傘の神話がいよいよ綻びてきた。：危険な国が核武装への道をひた走るなかで、核の傘という幻想が消滅しつつある。だとすれば、わが国も核武装して、自衛の核抑止力をもたざるを得ないのではないか」と主張する⁽²⁷⁾。

森本敏教授は、北朝鮮の核武装に対しては、ミサイル防衛や精密誘導兵器の開発・装備で対応すべきだとしながら、最後の手段として、①日本が周辺国から明確な核の脅威、威嚇を受けるにもかかわらず、②日米同盟に基づく核抑止には完全に依存できず、③しかも、NPT（核不拡散条約）などの国際的約束や周辺諸国との関係を配慮していたのでは国家の存亡にかかわるといふ状況になった場合であるとしながらも、日米同盟の廃棄は日本の安全保障にとって有害であるから、米国の同意を得てポラリス搭載原子力潜水艦の供与を米国から受けるといふ英国型核武装に進むべきであると主張する⁽²⁸⁾。

また伊藤貫氏は、米国が日本の核武装を容認するだろうし、また米国は常に頼りになるとは限らないという考えに立ち、「核弾頭を付けた巡航ミサイルを多数の小型潜水艦と小型駆逐艦に搭載するという形で、日本は自主的な核抑止力を得るべきだ」と主張する⁽²⁹⁾。

(3) 核武装オプション論

直接の核武装推進論ではないが、論者の中には、日本の核武装に関して、すぐに核武装すべきとは思わないが、核オプションを維持することが有益だという考えがある。「重要なのは、日本の核保有の可能性を否定しないことである。否定は、即、日本の軍事力の限界を示すことになる。飽くまで核保有の選択肢をカードとして持つべきである」と主張されており、⁽³⁰⁾「生存を賭けたギリギリの場面では核兵器の可能性を排除しないとの態度を維持することが賢明だと思う」と主張されている。⁽³¹⁾

(4) 米核兵器持ち込み論

これも日本が直接核武装するわけではないが、北朝鮮の核に対抗するために、非核三原則の第三原則を外して、日本に核兵器を配備すべきだという見解であり、「現段階では核武装は時期尚早で、非核三原則の内「持ち込まず」のみを廃棄して二原則とすべきで、つまり、金正日の核に対する抑止力として米国の戦術核兵器を日本国内の米軍基地に持ち込んでもらうべきだ」と主張されている。⁽³²⁾

2 核武装消極論

(1) 米国不容認論

上述の核武装賛成論の多くは米国が容認もしくは黙認するとの前提で議論が進められているが、それに対立するものとして、米国が日本の核武装を許容することは考えられないので、そもそも不可能であるという見解が多数の論者により主張されている。「唯一の軍事大国を自認し、覇権の永続を目指す米国が、世界最大、ほとんど唯一の債権国としての日本が、核武装して軍事大国になるのを容認することはまず考えられない」と主張され、⁽³³⁾「米国の

一貫した姿勢は、日本の軍事大国化を望まず、とりわけ核武装は容認しないというものだ」と主張され、⁽³⁴⁾「米国の暗黙の了解がない限り、核武装自体も行えないし、原子力の平和利用も保障されまいだろう。日米安保体制も、従来は非核日本を前提としている」と主張される。⁽³⁵⁾また「日本の核武装論者は米国の議論が日本の核武装を黙示的に奨励しているサインであると受け取っているが、それは完全な誤りである」と主張されている。⁽³⁶⁾

(2) 核武装不用論

日米安全保障条約が健全で、米国の核の傘が有効である限り、日本が核兵器を独自に保有する必要はないし、その方が日本の安全保障にとって有益であるという考えであり、多くの論者の主張となっている。「日米同盟が機能している限り、日本は現状ではこの核の対応をすべてアメリカにまかせることができる。だから日本の核武装が現実の政策の選択肢となるには、あくまで日米同盟がなくなることが前提ということになる」と主張され、⁽³⁷⁾「核抑止に関する限り、わが国の安全保障にとって米国の「核の傘」に入る以上に得策な選択肢はない」と主張されておる。⁽³⁸⁾「米国の傘の下にある限り、日本が敢えて核武装を選択する合理的な理由は見当たらない」と主張されておる。⁽³⁹⁾

(3) 核武装無益論

軍事的・戦略的観点からして、日本が独自の核兵器を保有したとしてもそれは北朝鮮の脅威に対する核抑止とはならないので、核武装することは無益であり、無意味であるという議論である。「北朝鮮の核武装が日本の核兵器開発を促すとする議論には、日本に向けられた米国の核の傘が北朝鮮に対して機能しない反面、日本が保有する独自の核兵器は北朝鮮に対し抑止機能を発揮するとの前提があるが、そのようなものは具体的シナリオとしてはありえない。北朝鮮の為政者が特異で非合理的な思想・考え方を持っているために米国の核抑止が効かないと言うのであ

れば、日本の核兵器も同様に抑止力とはなりえない」と主張され⁽⁴⁰⁾、「冷戦の終結以降、国際社会が直面する共通の課題とは、悪漢国家やテロリスト、破綻国家への対応であり、このような課題に取り組むに際して、核は決して有効な手段ではない。核は使えない兵器であり、使われる可能性の高い通常兵器の方が有効である」と主張されてい⁽⁴¹⁾る。また「日本が核をもったとしても、先制使用するわけではない。核攻撃を受けたときの反撃、すなわち抑止力としてであろう。けれども、北朝鮮に対して、抑止の効果があるかは疑わしい」と述べられている⁽⁴²⁾。

(4) 核武装有害論

日本の核武装については、以上の消極的反対論の外に、日本の核武装は有害であるという見解が多くの論者により主張されている。それは主として、米国との関係において、東アジア諸国との関係において、国際核不拡散体制との関係において、それらを総合した日本の国際社会における地位に関してのものに分類することができる。

(i) 米国との関係においては、日本の核武装は、日米関係の友好的な発展を阻害し、日米同盟の崩壊へと連なり、日本が米国と対立することになり、日本の安全保障にとって有害であるという主張がなされている。「日本が核武装すれば、米国が一番脅威を感じるであろう。それは日米同盟という現在の日本にとっての防衛的な命綱さえ断ち切る要因となりうるに違いない」と主張され⁽⁴³⁾、「日本の核武装は日米同盟の崩壊を意味する」と主張され⁽⁴⁴⁾、「日本の核武装が日米安全保障関係を大きく害することは疑いの余地がない。予見し得る将来において、日本の国家安全保障の基礎として現存の日米安全保障同盟に変わりうる有益なもの存在しない」と主張されている⁽⁴⁵⁾。

(ii) 東アジア諸国との関係においては、中国が対抗して軍備増強を図るだろうし、韓国、台湾も核兵器保有に走る可能性が強く、東アジアの安全保障環境は悪化し、結果的には日本の安全保障の低下となるといえる⁽⁴⁶⁾。

「日本の核武装は日本を取り巻く国際環境に深刻な悪影響を与える。資源に乏しく国際的な経済活動に活路を見出

すしかなない島国日本にとり、平和的な国際環境の維持は死活的な安全保障上の国益だ。：北東アジアでは、軍拡競争が引き起こされ、結果として日本を含めた全ての国の安全が低下することになる。韓国や台湾が核保有に踏み切る可能性さえあるし、中国やロシアも、日本の核武装に対して軍事的対抗措置をとることは必至とみななければならぬからだ」と分析されている。⁽⁴⁷⁾

(iii) 核不拡散体制との関連においては、日本の核武装は当然に核不拡散条約（NPT）からの脱退を必要とするものであり、日本の脱退は北朝鮮の脱退とは異なり、核不拡散体制への決定的な打撃となり、体制の崩壊へと導き、多くの国が核兵器を保有するようになり、結果的には日本の安全保障環境は悪化するという側面と、日本がNPTから脱退すると国際社会から大きな非難を浴びるとともに、経済制裁を蒙ることとなるが、日本の場合には経済制裁は致命的な影響を与え、日本の国益に反するという側面がある。

「日本の核武装の政治的コストはきわめて高い。日本がNPTを脱退すれば、：NPT体制は有名無実化し、世界の核拡散が進む可能性が高い。その結果、世界各地の地域紛争で核兵器が使用されるようになれば、世界は確実に混乱し、日本の経済的繁栄は損なわれるだろう」と分析されており、また「日本も核武装して一線を越えるようなことになれば、NPT体制の崩壊は決定的なものとなり、世界的な核拡散のお先棒を担ぐことになり兼ねない」と主張されている。⁽⁴⁸⁾

「国際社会は大量破壊兵器の拡散に関して過敏なほど神経質になった。核兵器保有への動きはすべて潰すように動くことは必定である。圧力の第一ステップは経済制裁である。：わが国は、原油の九九・七%、食料の六〇%を海外に依存し、年間約九億トンの貨物を長大なシーレーンを使ってわが国に運び入れ、付加価値をつけた製品を世界中に買ってもらって生計を立てている。資源らしき資源もない、狭い四つの島に、一億三〇〇〇万人の人間が住

み、高度な生活を送っているわが国は、世界一経済制裁に弱い国である」と主張されている。⁽⁵⁰⁾

経済的損失に関しては、原子力産業が被る損害は日本のエネルギー供給を混乱させるものになると主張されている。⁽⁵¹⁾ すなわち、米国を初めとして、日本との二国間原子力協力協定はすべて平和利用を前提としているため、日本の核武装はすべての原子力協力の停止となり、約三四％の発電量を賄っている原子力が停止することになるからである。

(iv) 日本がNPTを脱退し、核武装に走ることになると、世界中から非難を浴び、日本は国際社会で孤立することになり、政治的にも安全保障上もきわめて国益に反する結果となる点が、多くの識者により主張されている。「北の核ミサイルの脅威は、一過性の脅威なのである。これに対してわが国が核武装を選択するほど視野狭窄に陥るはずはない。仮にもそんな選択をしたら、「二過」後に核武装日本を待ちうけるのは、差し当たり国際的孤立である」と主張され、⁽⁵²⁾ 「日本が核武装に踏み切るのは、三つの国際条約——NPT、IAEAとの協定、CTBTから離脱する必要がある。手続き上は脱退を正当化できるが、日本は一九三〇年代の「国際連盟脱退」時と同様の国際世論にさらされるであろう」と主張され、⁽⁵³⁾ 「現在及び近い将来の国際政治環境を見ると、日本が核兵器を保有するならば、国際的に孤立するのは間違いない。そうなれば一億三〇〇〇万の国民は生きていけない」と述べられている。⁽⁵⁴⁾

日本の核武装は、これまでの日本の核不拡散・核軍縮の外交を害することになり、それは国際社会における日本の政治的地位を大きく損なうものとなり、有害であるとの見解がある。「NPT体制が危うい状況であればこそ、日本が非核のポジションを明確にし続けていることが重要である」と主張されている。⁽⁵⁵⁾ また日本の核武装は国際的政治力を弱体化させ、日本の国連安全保障理事会常任理事国入りにマイナスの影響を与えるだろうと述べられている。⁽⁵⁶⁾

(5) 軍事的・戦略的不可能論

日本の核武装を軍事的・戦略的観点から分析することにより、それは不可能であることが論者により、主張されている。「核兵器保有のためには、核実験は技術・軍事的条件と、政治的条件の二つから必ず実施しなければならぬ。∴材料や設計加工技術、財政的には核兵器保有が可能であろうと、爆発実験という一点の条件からだけ見ても、日本の核兵器保有は不可能である」と主張され、防衛庁の報告書を引用しつつ、「日本には核被害を吸収できる地理的広がりがないという地理的脆弱性がある。通常兵器の劣性を補充するという核武装が持っている意義についても、四面環海の日本の場合、大量の通常戦力による攻撃を戦術核で阻止するというようなNATO型の事態は考えにくい」と主張されている。⁽⁵⁸⁾

小川氏は、「日本の核開発は北朝鮮の核兵器を抑止する限定的な目的で着手されても、歴史的経緯から、中国およびロシアに対し核戦力増強のインセンティブを与え、日本は地勢的条件から原子力潜水艦搭載のSLBM戦力を持たざるを得ず、さらに硬化目標即時破壊能力が必要であるが、時間的にも財政的にも不可能である」と結論している。⁽⁵⁹⁾

日本のプルトニウムおよびH2ロケットに基づく日本核武装疑惑については、「日本は潜在的な核能力はもつが、即時の能力はもたない。仮に明日にでも核兵器の製造を決定したとしても、その目的はすぐには達成できない」と主張されている。⁽⁶⁰⁾

(6) 核武装否定論

日本の識者の中には、広島・長崎を原点として、核兵器のもつ道義性という観点を中心に日本の核武装を完全に否定する考えがまだまだ広く存在している。「日本が今、核の拡散防止という名目を自ら放棄して核武装するなら

ば、平和憲法や、広島、長崎の犠牲者はいったい何だったのだろうか。過ちは繰り返さないという誓いを、改めて思い出して核軍備を許さないことを願う」と述べられており、⁽⁶¹⁾「不思議なのは、核武装を説く人々の誰一人として核被害の立場に言及することがないことだ。：核武装にかかる莫大な費用を核被害擬似体験用のシミュレーションの方にまわした方がずっといい。核兵器廃絶こそが、最も確実な安全保障なのだから」と主張され、⁽⁶²⁾「繰り返すが、広島・長崎や全国の焦土の中に、我々は不戦を誓い、原爆を持たないことを心に決めたのではなかったか」と主張され、⁽⁶³⁾「私には、核武装どころか非武装で文化を慈しむ国こそ生きたい国なのである」と主張され、⁽⁶⁴⁾「いきなり核武装へ走るのではなく、これまで日本が国際社会で培ってきた非核の立場、核不保持の原則を簡単に捨て差つていか、それも慎重に考えてみるべきことである」と主張されている。⁽⁶⁵⁾

3 日本の核武装の可能性

日本の核武装の可能性については、一部の論者により核武装が主張されており、日本においても賛成・反対を含めて議論が続いているが、以上のさまざまな見解を総合して考えると、近い将来に日本が核武装に踏み切る可能性は極めて低い。それは消極論者の主張の中に示されている理由が十分な説得力をもつと考えられるからである。伝統的な日本の核アレルギーという心情的側面、日本の国益や安全保障上の利益、国際社会における日本の地位、技術的な可能性などを総合的に判断するとそのような結論になる。⁽⁶⁶⁾

日本の歴代の内閣も核武装には否定的であり、小泉首相も安倍・福田発言に関連して、小泉内閣としては核兵器の保有はまったく考えておらず、非核三原則を厳守すると述べており、石破茂防衛庁長官も、「北朝鮮が核保有したとしても、日本は核武装することはない」と述べている。⁽⁶⁷⁾また外務省の竹内行夫事務次官も、「日本にとって核

武装は現実的な選択でありえないとはつきり言える。政府内でまじめに議論されている状況ではない」と否定的な発言をしている。⁽⁶⁸⁾

さらに国会議員の意見も核武装にはきわめて慎重であることが最近の以下のアンケートにより示されている。二〇〇三年八月のアンケートでは、衆議院議員四七五人（回収率八三%、三九四人）に対するもので、日本の核兵器保有について、「どちらかといえば賛成」が一人、「どちらとも言えない」が二六人、「反対」が残りのすべて三七七人となっている。⁽⁶⁹⁾

二〇〇三年九月のアンケートでは、衆参両議院の議員全体に対するもので、「日本が核武装することについて、どう考えますか」という質問に対して、「早急に検討すべきだ」が一%、「将来の検討課題とすべきだ」が六%、「国内外の状況の変化によっては検討してもよい」が一九%、「将来にわたっても検討すべきでない」が六八%となっている。⁽⁷⁰⁾

二〇〇三年一月のアンケートは、衆議院議員の選挙運動中に実施され、当選した議員の意見のみを集計したものであり、「日本の核武装構想について、あなたの考えに最も近いのはどれですか」という問いに対して、「すぐに検討を始めるべきだ」は一名で統計上は〇%、「国際情勢によっては検討すべきだ」が一七%、「将来にわたって検討すべきではない」が七五%であった。⁽⁷¹⁾

これらのアンケートから明らかになるように、核武装論議は、タブーではなくなったが、国会議員の意見では、七〇%前後の大多数が将来にわたって検討すべきではないと考えており、情勢の変化を条件に検討を開始すべきが十数%で、積極的推進者はきわめて少数である。

このように、近い将来に日本が核武装する可能性は極めて低いと結論できるが、国際安全保障環境の変化、国内

政治の変化など今の時点では予測できない展開があるかもしれないので、日本は当面核武装をすることはないと対外的に宣言するだけでなく、今後の事態の悪化を前もって防止し、逆に日本を取り巻く国際環境を積極的に改善するための方策を検討し実施していくべきである。

六 新たな安全保障環境の構築

1 北朝鮮の核問題の解決

第一に取り組むべき課題は、北朝鮮の核・ミサイル危機を早期に解決することである。この脅威が今回の核武装論の直接の引き金となつていたのであるから、国際社会が、特に六者会談を通じて、対話と圧力を用いつつ、平和的な解決を早急に達成すべきである。この問題の解決方法として、軍事的解決、経済制裁、米朝二国間交渉、六者協議などが考えられるが、軍事的解決は、イラクのケースとは異なり、韓国、日本などへの影響を考えると、また北朝鮮の軍事力を考慮すると極めて困難なかつ危険なオプシオンである。経済制裁は、個別国家による低いレベルでの経済制裁はすでにとられているが、国連による全面的な経済制裁は、中国の賛成を得られないだろうし、北朝鮮の軍事的対抗措置を引き起こす可能性もあり、軍事的対立にエスカレートする危険があるので、慎重に検討すべきである。米朝二国間交渉は、北朝鮮の主張するところであり、米朝は六者会談を主張している。北朝鮮も六者会談にに応じている現状では、この枠組をベースにその枠内での米朝二国間交渉などの方法で進めていくのが賢明であろう。

米朝はブッシュ政権の成立以来二年以上も北朝鮮問題解決の具体的動きを示さなかったが、これは北朝鮮の核開発状況をいつそう悪化させる結果となつた。中国が北朝鮮と米朝の仲介者として積極的な働きをしていることは評

価すべきであるが、北朝鮮に国際的な圧力を加えるとともに、この問題は基本的には米国と北朝鮮の関係に大きく依存しているので、米国がもっと積極的に対応すべきであり、問題解決に向けて具体的な行動を取るべきである。⁷²⁾

日本の場合には拉致問題が大きな比重を占めているが、六者会談での中心議題は核問題の解決であるので、日本は日朝二国間で拉致問題の解決を図る努力を強めるべきであろう。日本にとって拉致問題の解決はその後の国交正常化への条件でもあるので、早急に積極的に解決のため努力すべきである。北朝鮮問題が解決すれば、日本の核武装論議も一過性のものとなる可能性が強い。もともと、中国の核増強に対して日本の中で危惧が表明されており、中国の核兵器に対抗するための核武装論がまったくないわけではない。しかし、これは新たな問題ではなく、四〇年に及ぶ問題であり、中国との安全保障対話の強化、東アジアの新たな多国間安全保障の枠組の形成などで対応すべきである。

2 核不拡散体制の強化

まず実効性の強化が必要であり、条約当事国の条約義務の履行が確保されなければならない。検証に関しては、モデル追加議定書が採択されて数年になるが、その批准国が極度に低い現状を改善する必要がある。追加議定書の署名・批准が義務的であるとの解釈を徐々に広めていく努力が必要であらうし、原子力供給国は、供給の条件として、相手国が追加議定書の締約国であることを条件とする方向に進むべきである。また違反や違反の疑惑の場合の対応の手續きおよび措置につき、もっと厳格なルールを設定すべきであらう。個別の国家による対応ではなく、国際社会全体として対応する体制が整えられるべきである。また北朝鮮やイランに見られるように、NPT第四条の原子力平和利用における協力を通じて得た物質や技術を軍事的なものに転用したり、違反が明白になった段階で条

約から脱退してその責任を逃れるようなやり方に、新たに対応する必要があるが生じている。濃縮ウランやプルトニウムに対して、これまでの保障措置に加えて、国際的な管理あるいは監視などが検討されるべきであろう。

第二に、条約の普遍性については、条約の外にいるイスラエル、インド、パキスタンに対し、非核兵器国として条約に加入することを引き続き求めるとともに、CTBTへの署名・批准をも強く要請すべきであろう。⁽⁷³⁾ さらに兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉にこれら三国を積極的に関与させるべきであるし、原子力活動に対する保障措置の範囲を拡大するとともに、追加議定書の批准をも要求すべきである。特に最近パキスタンからの核技術の拡散が問題となっているが、核不拡散体制の強化のために、これら三国も厳格な輸出管理を原子力輸出国グループ(NSG)のガイドラインに従って実施するよう要求すべきである。

インドやパキスタンの核兵器の管理やセキュリティに関して技術的に国際社会が協力することは必要かもしれないが、政治的にまた法的に、それらの国を核兵器国として認定したり、特権的な地位を与えることは、嚴重に慎むべきである。そうでないと、核不拡散体制の崩壊へと導くものとなるだろう。これらの三国は、NP Tの当事国ではないから、NP Tの法的義務を受けることはないが、NP Tの当事国は、五核兵器国以外すべてを、条約の当事国か否かに関わりなく、非核兵器国として取り扱う法的な義務を引き受けているのである。

第三に、核軍縮の誠実な履行は、NP Tの第一の目的ではないとしても、多くの非核兵器国がこの条約に参加したのは、短期的には差別的な条約であるが、長期的には核軍縮によってそれが是正されていくと期待していたからである。五年ごとのNP T再検討会議においても核軍縮の進展が評価され、将来取るべき核軍縮措置に合意が見られるのも、NP Tが安定的に存在するためには核軍縮が不可欠であるという認識に基づいている。したがって、NP T体制の健全な維持のためには、核兵器国による一層の核軍縮が不可欠である。

NPT第六条の解釈として、一九九五年のNPT再検討会議では、CTBTの一九九六年内の締結、FMCT交渉の即時の開始と早期の締結、核軍縮に向けての組織的で漸進的な努力が合意され、二〇〇〇年NPT再検討会議では核軍縮に向けての具体的な一三項目に合意が達成された。米国はこの一三項目のいくつかにすでに反対しており、すべてを実施する意思がないことを表明しており、他の核兵器国も積極的に取り組んでいるわけではない。⁷⁴レービンとリード両上院議員は、特に米国に関して、米国は模範を示すべきであるとして、核実験モラトリアムを維持しCTBTの批准を再考慮すること、戦略核兵器ストックパイルを削減し廃棄するため一層の交渉をロシアと開始すること、そしてロシアに残っている何千という戦術核兵器を検証可能な方法で解体するための交渉を追求することを実施すべきであると主張している。⁷⁵

3 核兵器の役割の低下

各国の安全保障政策において核兵器の役割を低下させること、特にその有用性を増加させないことが、日本における核武装論の消滅のためにも、地域的なまた国際的な安全保障のために必要である。米国のブッシュ政権における核政策は、特に小型の、また地中貫通型の核兵器に関しては、新たな開発も視野にいれて、その使用の可能性を示唆しており、核兵器は使える兵器であって、米国はその前提で核政策を実行しているように思えるが、その方向はきわめて危険であり、また他の国々に誤ったメッセージを送ることになる。またロシアもその核政策において、以前よりも核兵器の役割を重視し、より広い範囲で核兵器の使用の可能性を示している。

核兵器の役割を低下させる具体的手段として、核兵器の先制不使用と非核兵器国に対する消極的安全保障が追求されるべきである。後者も時には先制不使用として議論されることがあるが、両者はその対象および目的が大きく

異なるものであるので、峻別して議論すべきである。核兵器の先制不使用は、相手が核兵器を使用した場合にそれへの対応としての第二撃の使用に限定するもので、すなわち先には使用しないというもので、基本的には核兵器国の間での問題である。他方、消極的安全保障は、核兵器国が、核兵器の取得をしない約束をしている非核兵器国に対して核兵器を使用しないという問題である。

まず核兵器国間においては、冷戦時のような対立はすでに消滅しており、米口関係は大きく改善され、米中関係も核による対立という状況にはない。現在では核兵器の危険はこれら大国間のもではなく、ならず者国家やテロリストに移行している。中国は以前から先制不使用政策を宣言しているので、米国がまず一国で核兵器の先制不使用の誓約を行うこと、さらに米口間、米中間での先制不使用の約束を築き上げていくことが重要である。さらに五核兵器国間で、核兵器先制不使用条約を締結することも視野に入れるべきである。ただこの約束は検証が不可能であるという反論があるので、単なる約束だけでなく、それを担保するように各国はその核運用政策や核配備政策をそれに従って変更し、透明性を拡大し、信頼関係を構築していくことも必要である。⁽⁷⁶⁾

消極的安全保障は、核兵器のオプションを放棄したことの代償として与えられるものであるから、NPTの締約国として条約第二条の義務を遵守している国に限定されるべきであるし、その国がある核兵器国と連携して他の核兵器国を攻撃するような場合は除外されるべきである。一九九五年に核兵器国は政治的な宣言としてはすでにこのような約束を引き受けているので、できるだけ早期にこれを法的拘束力ある条約として採択していくことが必要である。この措置は、核不拡散体制に内在する差別性を大きく緩和するとともに、核兵器で自国の安全を保障すべきだという考えを生じさせないためにも有益である。

4 日本の安全保障政策の修正

『外交青書』にも示されているように、日本が安全保障政策を推進する際の三つの柱は、①日米安全保障体制の堅持、②適切な防衛力の整備、③日本を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力、となっている。第三の外交的努力としては、主として、アジア太平洋地域各国との対話・交流・協力、および軍備管理・軍縮・不拡散の促進が挙げられている。冷戦終結後、米軍への協力という形で日本の軍事的役割の強化が図られており、それは小泉内閣にいたってさらに増強されている。それは①日米安全保障体制の堅持と②適切な防衛力の整備にあたるものであり、自衛隊の海外派遣などが米国への協力という形で実施されている。

日本の核武装の可能性に関しても、米国の傘が有効である限り日本は核武装する必要はないという意見があり、その延長として、日本が核兵器を必要としないのは究極的には米国との同盟があるからであり、日米同盟を強化するように主張されている。日米安全保障体制の強化およびそれに付随した防衛力の強化は、北朝鮮の核・ミサイルの脅威に対抗するために必要であることは間違いないが、北朝鮮問題のみを短期的に考慮するのではなく、日本を取り巻く国際環境全体を長期的に視野に入れて、その他の外交的措置をもっと積極的に取るべきである。

日米安全保障体制の強化および防衛力の強化は日本の安全保障を強化するという側面をもつとともに、東アジア諸国との関係において、全体的な軍備拡大競争をもたらし、結果として日本の安全保障も低下するという「安全保障のジレンマ」の可能性に留意すべきである。そのためには、東アジア諸国との積極的な安全保障対話が不可欠であるし、六者協議により成立した地域的な枠組みを利用しつつ、東アジアの地域的安全保障の枠組み構築を検討すべきであろう。この六者協議の枠組みは新たな安全保障枠組みを作る絶好の機会であるので、この機会を逸することなく、積極的に利用すべきである。またここ数年実施されている日本・中国・韓国の三国首脳会談を強化しつつ、

地域的な協調体制を構築していくべきであろう。

また日本は国連を中心とした多国間機構において自国の安全保障および国際の安全保障を強化する方法を積極的に追求すべきである。国連の平和維持活動への積極的な参加は国内的にも国際的にも評価されているし、日本が国連安全保障理事会の理事国のメンバーとして国際平和と安全に一層貢献することを目指すならば、非核兵器国としての地位を強調しつつ、軍事よりも外交を重視し国際貢献を実施すべきである。

5 日本の核軍縮政策の強化

日本の核軍縮政策について、外務省の天野之弥軍備管理・科学審議官は、以下のように述べている。

日本は現在の世界における核兵器の役割を承認しており、米国の核の傘の下にある。しかし日本は、核兵器の全廃という目的をもって、すべての核兵器国に対してその核戦力を削減するよう要請している。日本は、核の悲劇というその歴史的経験に基づいて、核兵器のない平和な世界の構築という目標を追求してきている。特に、日本は核軍縮への実際的かつ現実的なアプローチを提案することによりこの目的を追求している。⁽⁷⁷⁾

日本は国際社会において、核軍縮に向けて積極的に行動しており、一九九四年以来国連総会において核兵器の廃絶を目指した国連決議を提出し、それらは圧倒的多数の賛成で採択されている。CTBTに関しては、条約作成に積極的に参加するとともに早期に署名・批准し、条約の発効促進のための会議の議長となり、また調整国となり、発効促進のために積極的な外交を展開し、国際監視システム構築のため努力している。これは米国がCTBTに明白に反対しているにも拘わらず実施されている。またFMCT交渉の早期開始に努力し、技術的側面の検討を実施する会議やセミナーを開催している。NPTの保障措置強化に関しては、モデル追加議定書の作成に積極的に参加

し、採択された後には、早期の署名・批准を行い大規模な原子力施設をもつ最初の批准国となっている。

日本の核武装論との関連で言えば、日本の核軍縮政策は国際的にも一定の評価を受けてきたが、米国の核の傘の下にある状況で、その限界を内包するものである。日米安全保障条約が日本の安全保障政策の大きな柱となっており、日本の国民の大きな支持を得ている現状からして、長期的には核廃絶を目標としつつ、短期的には日米同盟の維持という前提で核軍縮を推進するしかないであろう。冷戦期にはロシアの脅威があり、その後も中国の脅威が言及され、現在では北朝鮮の脅威を根拠に、日本は米国が核兵器先制不使用方法を採択することにきわめて消極的あるいは否定的であった。⁽⁷⁸⁾それは核兵器以外の脅威に対しても核兵器で抑止すべきであるという考えに基いてきた。しかし、一方においてロシアの脅威はほぼ消滅し、中国の脅威も核兵器による対立といった態勢ではないので、まず日本は米国と中国との間の先制不使用方法の約束を支持し、核兵器の役割を低下させるとともに、米中の核兵器に関する対話の促進に努力すべきであろう。これは「核の脅威に対しては米国の核抑止力に依存する」という一九九五年の防衛大綱に示された基準に戻ることを意味している。また上述した消極的安全保障に関しても日本はこれを積極的に支持していくべきであろう。

日本がこれまで消極的安全保障に否定的であったのは、北朝鮮との関係で、北朝鮮のあらゆる攻撃に対して米国の核兵器で抑止すべきだと考えてきたからである。しかし、上述の様式では、北朝鮮はNPTの締約国ではないか、締約国だとしても第二条を遵守していないから、その消極的安全保障の対象とはならない。北朝鮮問題は上述のように個別の解決が必要であり、まずそれに努力すべきである。核問題の後に残る生物化学兵器の脅威に関しては、それ自体の解消に国際社会が努力するとともに、米国の通常兵器による抑止に依存することも検討すべきである。

さらに北朝鮮の核問題が解決した場合には、北朝鮮の非核の状態をならびに日本の非核の状態を国際法的にさら

に強化するためにも、日本は北東アジア非核兵器地帯の設置に向けて積極的に行動すべきである。

む す び

日本の核武装に関する議論自体はもはやタブーではなくなっており、過去数年において、日本の核武装に関して賛否両論がさまざまな角度から主張されてきた。これらのさまざまな議論を総合的に考察すれば、日本が近い将来に核武装する可能性はきわめて低いと結論することができる。しかし、この結論を超えて、日本が核武装する必要がないような国際的および地域的安全保障の枠組みをどのように構築していくべきかが問われなければならない。

そのために、第一に、北朝鮮の核問題を平和的手段により解決することが緊急に求められている。第二に、国際核不拡散体制の強化が必要であり、それはその実効性および普遍性の側面において、さらに核軍縮の進展という側面で強化されるべきである。第三に、安全保障政策における核兵器の役割の低下の措置を追求すべきであり、そのために核兵器国間の先制不使用および非核兵器国に対する消極的安全保障が推進されるべきである。第四に、日本の安全保障政策において、日米安全保障条約と自衛隊の強化と並行して、外交的な措置がさらに強化され、追求されるべきである。最後に、日本の核軍縮政策は一定の評価を得ているが、核兵器の役割を低下させる方向に一層の努力がさなれるべきである。

(1) 日本の核政策の形成に関して、神谷氏は、「核兵器への反対は戦後の日本の文化および社会に深く根付いている。その感情が永久に変わらないという保証はないとしても、それは、今日においても、日本の核武装が差し迫っていると警告する人々が理解しているよりもずっと強力なものである」と結論している。Matake Kaniya, "Nuclear Japan: Ozymoron or Coming Soon?" *The Washington Quarterly*, Vol. 26, No. 1, Winter 2002-03, pp. 63-67; また秋山氏は「歴

史的発展を分析しつつ、日本の非核政策は広島・長崎に基づく感情から、政治的過程に編入されていたと分析する (Nobunasa Akiyama, "The Socio-Political Roots of Japan's Non-Nuclear Posture," Benjamin L. Self and Jeffrey W. Thompson (eds.), *Japan's Nuclear Option: Security, Politics, and Policy in the 21st Century*, The Henry L. Shimson Center, 2003, pp. 64-91)。

(2) この報告書は当初は公表されず、一九九四年に朝日新聞により内容が一般に知られるようになった。「朝日新聞」一九九四年一月二三日。またこの報告書の紹介と詳細な分析については、Yuri Kase, "The Costs and Benefits of Japan's Nuclearization: An Insight into the 1968/1970 Internal Report," *The Nonproliferation Review*, Vol. 8, No. 2, Summer 2001, pp. 55-68. 参照。

(3) この時期における日本の核武装論の分析とそれらの論拠・論法への反論については、神谷万丈「海外における「日本核武装論」『国際問題』四二六号、一九九五年九月、五九一七三頁、神谷万丈「日本・核兵器・日米同盟」『防衛大学校紀要(社会科学編)』第七六輯、平成一〇年三月、二一―三六頁、Matake Kamiya, "Will Japan Go Nuclear?: Myth and Reality," *Asia-Pacific Review*, Vol. 2, No. 2, Autumn/Winter 1995, pp. 5-19. 参照。この時期に日本の核疑惑を表明したものの一つ、Selig S. Harrison, "A Yen for the Bomb?: Nervous Japan Rethinks the Nuclear Option," *The Washington Post*, October 31, 1993; Xia Liping, "Maintaining Stability in the Presence of Nuclear Proliferation in the Asia-Pacific Region," *Comparative Strategy*, Vol. 14, No. 3, July 1995, pp. 279-380; David Arase, "New Directions in Japanese Security Policy," *Contemporary Security Policy*, Vol. 15, No. 2, August 1994, pp. 55-86. 参照。またこの時期の分析として、芦澤久仁子「日本：核保有の選択——シナリオ、条件、実現性そして影響」『海外事情』第四六巻第三号、一九九八年三月、三四―五一頁、アンドルー・マック(神谷明美・訳)「日本・核兵器・対米同盟」『海外事情』第四六巻第七・八号、一九九八年七・八月、七五―八七頁参照。

(4) 日本のプルトニウム政策と核拡散との関連につき、北村氏は、「核兵器計画の開発については、政治的意思とプルトニウム計画に示された技術が必要である。そのうち、日本の政治的意思が日本の核拡散を防止する鍵となるし、米国の核の傘が日本の意思決定に最強の影響をもつ」と述べ、民生用プルトニウム利用は潜在的な核兵器開発にまったく無関係であると主張する (Motoya Kitamura, "Japan's Plutonium Program: A Proliferation Threat?" *The Nonproliferation*

tion Review, Vol.3, No.2, Winter 1996, pp.1-16)。他方、片原氏は、「日本が不拡散の分野で指導的役割を果たすには重大な障害が存在しており、その主要なものは、日本がプルトニウムを基盤とする自律的な核燃料サイクルを追求していることである」と述べ、核リサイクル政策の延期、地域的原子力協力レジームの作成、核エネルギー計画の透明性を提言している (Eichi Katakura, “Japan’s Plutonium Policy: Consequences for Nonproliferation,” *The Nonproliferation Review*, Vol.5, No.1, Fall 1997, pp.53-61)。日本のプルトニウム利用の議論と核武装に関しは、Selig S. Harrison (ed.), *Japan’s Nuclear Future: The Plutonium Debate and East Asian Security*, Carnegie Endowment for International Peace, 1996. 参照。

- (5) 『大量破壊兵器の拡散問題について』平成七年五月二十九日、『朝日新聞』二〇〇三年二月二〇日。
- (6) その一カ月少し前の四月六日に自由党の小沢一郎党首は、軍備増強を続ける中国を批判し、中国は核爆弾があると言っているが、日本もその気になれば一朝にして何千発の核弾頭を保有できると述べた。『産経新聞』二〇〇二年四月七日。
- (7) ニューヨーク・タイムズ紙は、この問題を日本の安全保障の考えが大きな変化を遂げつつあるものと分析している。Howard W. French, “Taboo Against Nuclear Arms Is Being Challenged in Japan,” *New York Times*, June 9, 2002.
- (8) 中西輝政・福田和也「日本核武装宣言」『Voice』二〇〇三年一月、七九、八一頁。
- (9) 櫻井よしこ・田久保忠衛・兵頭長雄「ならば日本も「核」の選択―」『諸君』二〇〇三年一月、四〇頁。
- (10) Charles Krauthammer, “The Japan Card,” *Washington Post*, January 3, 2003.
- (11) Ted Galen Carpenter, *Options for Dealing with North Korea*, Cato Institute, Foreign Policy Briefing, No.73, January 6, 2003. 二〇〇三年一月十七日の日本報道機関との会見で、アーミン・ティン・國務副長官は、米国の一部で日本の核武装をめぐる議論が起きていくことについて、核の傘は米国が伝統的に提供してきたもので、継続されるだろうし、日本の核武装の必要はないし、心配してはいないと述べた。『毎日新聞』二〇〇三年一月一八日。
- (12) 『毎日新聞』二〇〇三年二月一七日。ただし、同じ番組に出演していたライス大統領補佐官は、「日本が核武装に国益を見出している証拠はない」と否定的な見方を示した。
- (13) 『共同通信』二〇〇三年三月一七日。『朝日新聞』二〇〇三年三月一七夕刊。この発言に対し、日本の外務省の竹

内行夫事務次官は、「日本にとって核武装は現実的な選択ではありえないとはつきり言える。政府内でまじめに議論されている状況ではない」と明確に否定した。『毎日新聞』二〇〇三年三月一七日。また石破防衛庁長官も、「北朝鮮が核保有したとしても、日本は核武装をすることはない」ことを強調した。『毎日新聞』二〇〇三年三月二八日。

(14) William Potter, "Beware the Domino Effect of North Korean Nukes: The Perils of 'Hostile Neglect'", *International Herald Tribune*, April 11, 2003. 同様の見解として Jon B. Wolfsthal, "Asia's Nuclear Domino?" *Current History*, No.120, April 2003, pp.170-175. 参照。

(15) Masashi Nishihara, "North Korea's Trojan Horse", *Washington Post*, August 14, 2003. しかし西原氏は「理論上はありうる結論であるが、現実問題としては、日本が核を持つかもしれない、独自にその使用を考えるかもしれないという議論だけでも実に危険なものであると思う。純軍事理論上はその可能性を検討することもあり得ようが、現実動き出したら：国際社会から制裁を受けることになる。：日本は国際的に孤立に陥ると思う。：これは日本にとって最悪のシナリオなのである。：現状で追求すべき方向は、日米安全保障条約による核抑止力を、完全に、安定的に、維持していくこと以外には見出しようがない」と述べ、現実の選択肢としてではなく、日米安保条約の強化のための方便として用いているのである。西原正「米朝不可侵条約が招く日本の危機」『中央公論』二〇〇三年一月、一四二—一四三頁。

(16) たとえば、中西輝政・福田和也「前掲論文」(注8) 七四—八五頁および櫻井よしこ・田久保忠衛・兵頭長雄「前掲論文」(注9) 二六—四〇頁は、ともに表題は核武装に関するものになっているが、対談の内容は拉致問題が中心である。

(17) Kurt M. Campbell, "Nuclear Proliferation beyond Rogues," *The Washington Quarterly*, Vol.26, No.1, Winter 2002-03, p.10.

(18) Joseph Cirincione, "The Asian Nuclear Reaction Chain," *Foreign Policy*, No.118, Spring 2000, p.126.

(19) Selig S. Harrison, "Japan and Nuclear Weapons," Selig S. Harrison (ed.), *op. cit.*, (注4) pp.7 and 40.

(20) Watanabe Hirofaka, "The Nuclear Debate," *Japan Echo*, Vol.30, No.5, October 2003, p.47.

(21) Kurt M. Campbell, *op.cit.*, (注7) p.9.

- (22) 核武装論をも含む新しい日本のナショナリズムの台頭に「ついで」 Eugene A. Matthews, "Japan's New Nationalism," *Foreign Affairs*, Vol. 82, No. 6, November/December 2003, pp. 74-90. 参照。
- (23) 西部邁「自主防衛への切っ掛けとしての核武装論議」『諸君』二〇〇三年八月、五二頁、西部邁「核武装論が自主防衛への道を切り拓く」『正論』平成一五年九月、八六―九八頁。
- (24) 伊藤貫「NOとは言わないアメリカ」『諸君』二〇〇三年八月、一一―一九頁。
- (25) 渡辺昇一「国益に叶う核武装論」『諸君』二〇〇三年八月、一一〇頁。同様の容認論として、岡崎久彦「技術的な面を先ず詰めよ」『諸君』二〇〇三年八月、五八―五九頁、片岡鉄也「たった二回のチャンス」『諸君』二〇〇三年八月、九八―九九頁参照。
- (26) 中西輝政「日本国核武装への決断」『諸君』二〇〇三年八月、二二―三七頁。その他の核武装賛成論としては、「北朝鮮の恐喝によって、日本人は「核」など考えてはいけないという「タブーの楽園」から否応なしに引きずり出された相手を持つなら万やむをえない。：われわれは核の管理に成功し、同時にナラズ者を黙らせることができる。」(徳岡孝雄「万やむをえない」『諸君』二〇〇三年八月、五六頁)や、「日本もどちらかといえば、核を持つ方が安全であると思います。つまり、私は日本も核武装すべきであると考えます。お隣の中国も、そのお隣の国々も核で武装しているのです」(佐藤欽子「人類の分かれ道」『諸君』二〇〇三年八月、一〇六頁)といった議論もみられる。
- (27) 福田和也「日本核武装しかないのか」『文芸春秋』二〇〇三年六月、一八二頁。
- (28) 森本敏「英国型ラスト・リゾート核戦略のすすめ」『諸君』二〇〇三年八月、六七―六九頁。
- (29) 伊藤貫「前掲論文」(注24) 一一七頁。
- (30) 櫻井よしこ「カードとしての核保有を」『諸君』二〇〇三年八月、五一頁。
- (31) 田久保忠衛「ガロア將軍の示唆」『諸君』二〇〇三年八月、九〇頁。
- (32) 西岡力「非核三原則を見直し、米国の戦術核持ち込みを実現せよ」『諸君』二〇〇三年三月、九〇頁、西村真悟・西岡力「アメリカの核を持ち込め」『Voice』二〇〇三年四月、一〇六―一〇七頁。
- (33) 田岡俊次「米国が容認するはずはない」『諸君』二〇〇三年八月、六四頁。同様の見解として、副島隆彦「どうせ持たせてもらえない」『諸君』二〇〇三年八月、一〇四頁、池田清彦「ぶちナショナリストの甘い夢」『諸君』二〇〇三年

- 八月、一〇二頁参照。
- (34) 神谷万丈「ソフトパワーに打撃」『諸君』二〇〇三年八月、八〇—八二頁。
- (35) 村田良平「核武装の前にやるべきこと」『諸君』二〇〇三年八月、七五頁。
- (36) Katsuhisa Furukawa, "Nuclear Option, Arms Control, and Extended Deterrence: In Search of a New Framework for Japan's Nuclear Policy," Benjamin L. Self and Jeffrey W. Thompson (eds.), *op. cit.*, (注一) p.108.
- (37) 古森義久「日米安保がなくなれば…」『諸君』二〇〇三年八月、七四頁。同様の見解として、橋本五郎「先ずは公卿国家からの脱却を」『諸君』二〇〇三年八月、七八頁、屋山太郎「核についてはアメリカに委せるしかない」『諸君』二〇〇三年八月、九三頁、伊藤憲一「べき」論から「である」論へ『諸君』二〇〇三年八月、九八頁参照。
- (38) 志方俊之「核抑止以外の安全保障策を」『諸君』二〇〇三年八月、一〇一頁。
- (39) 小川伸一「再燃している日本の核武装をめぐる議論について」防衛研究所『ブリーフィング・メモ』二〇〇三年九月、三頁。
- (40) 小川伸一「前掲論文」(注39)、二頁。同様の見解として、中西寛「日本の核武装は世界の混乱を招く」『諸君』二〇〇三年八月、六〇頁、田岡俊次「前掲論文」(注33) 六三頁を参照。
- (41) 櫻田淳「日本核武装」は安全保障の徒花である』『中央公論』二〇〇三年六月、一〇六—一一五頁。
- (42) 橋爪大三郎「ならず者国家」に効き目なし』『諸君』二〇〇三年八月、八五頁。
- (43) 松本健一「日米同盟を危うくする」『諸君』二〇〇三年八月、八八頁。同様の見解として、神谷万丈「前掲論文」(注34) 八〇—八一頁参照。
- (44) 重村智計「国難を見通す戦略が不可欠だ」『諸君』二〇〇三年八月、九六頁。
- (45) Yuri Kase, "Japan's Nonnuclear Weapons Policy in the Changing Security Environment: Issues, Challenges, and Strategies," *World Affairs*, Vol.165, No.3, Winter 2003, p.127.
- (46) Yuri Kase, *ibid.*, (注45) pp. 123-124.
- (47) 神谷万丈「前掲論文」(注34) 八〇頁。
- (48) 中西寛「前掲論文」(注40) 六〇—六一頁。

- (49) 黒岩裕治「ダブルスタンダードの勧め」『諸君』二〇〇三年八月、七二頁。
- (50) 志方俊之「前掲論文」(注38) 一〇一頁。同様の見解として、田岡俊次「前掲論文」(注33)、屋山太郎「前掲論文」(注37) 九三頁参照。
- (51) 屋山太郎「前掲論文」(注37) 九三頁。
- (52) 佐瀬昌盛「一夜漬けで反応するな」『諸君』二〇〇三年八月、八七頁。
- (53) 前田哲男「核保有論者には本場の覚悟があるのか」『諸君』二〇〇三年八月、七七頁。
- (54) 江畑謙介「核よりもM V ロケットを」『諸君』二〇〇三年八月、五四頁。青山氏は、「核武装の方が、通常兵器とM D システムで核を抑止するよりは安価なのは事実である。だが、外交コストを導入すると、話しは別だ。核武装することによって、周辺国だけでなく世界全体に巻き起こす波紋は、日本外交に空前の困難を呼ぶだろう」と主張する(青山繁晴「日本核武装論を否認する」『諸君』二〇〇三年八月、三八―四八頁)。
- (55) 黒岩裕治「前掲論文」(注49) 七二頁。
- (56) Mataka Kamiya, *op. cit.*, (注1) p.69. 坂元氏は、「国連安保理の常任理事国が核保有国だけで占められている状態は、早急に改めるべきだと思う」と述べる(坂元一哉「今は必要ないけれど…」『諸君』二〇〇三年八月、八三頁)。
- (57) 江畑謙介「前掲論文」(注54) 五五頁。
- (58) 橋本五郎「前掲論文」(注37) 七八頁。
- (59) 小川伸一「前掲論文」(注39) 三一―四頁。
- (60) Makate Kamiya, *op. cit.*, (注1) pp.69-71. この問題の詳細な検討については、Jeffrey W. Thompson and Benjamin L. Self, "Nuclear Energy, Space Launch Vehicles, and Advanced Technology: Japan's Prospects for Nuclear Breakout," Benjamin L. Self and Jeffrey W. Thompson (eds.), *op. cit.*, (注1) pp.148-176. 参照。
- (61) 多田富雄「なぜ原爆を題材に能を書くか」『諸君』二〇〇三年八月、五八頁。
- (62) 米原万理「核武装する前に核被害のシミュレーションを」『諸君』二〇〇三年九月、六九―七〇頁。
- (63) 西澤潤一「現実直視の第三の道を」『諸君』二〇〇三年八月、八四頁。
- (64) 池内了「ピカソで国を守る」『諸君』二〇〇三年八月、九五頁。

- (65) マークス寿子「力ある平和論を提唱する」『諸君』二〇〇三年八月、一〇五頁。
- (66) この問題を詳細に検討した古川氏は、日本が核武装への決定をなすのは、①米国の拡大抑止の信頼性が欠如したとの認識、②国際軍備管理・軍縮レジームの実質上の崩壊、③近隣諸国からの脅威の顕著な増加、④最も重要なものとして、日本核武装に対する米国の容認、という四つの条件がすべてそろった時であると分析し、それ以外には日本の核武装はあり得ないと結論している (Katsuhisa Furukawa, *op. cit.*, (注36) p.97)。
- (67) 『毎日新聞』二〇〇三年三月二八日。
- (68) 『毎日新聞』二〇〇三年三月一七日。
- (69) 『朝日新聞』二〇〇三年八月二七日。
- (70) 『毎日新聞』二〇〇三年九月二八日。
- (71) 『毎日新聞』二〇〇三年一月一日。
- (72) この問題の全体的な検討については、黒澤満「北朝鮮の核兵器問題」『国際公共政策研究』第八卷二号、二〇〇四年二月、一一一六頁参照。
- (73) ミラーとシャインマンは、「NPTの普遍性の欠如、および米国がイスラエル、インド、パキスタンの核の現実を、逆行されるべきものとしてよりも「管理」されるべき状況と見なしていることが、世界的な不拡散規範を弱体化させており、その結果そのレジームを危うくしている」と分析し、できるだけそれらの諸国を核不拡散体制に取り込むべきである」と主張している (Marvin Miller and Lawrence Scheinman, "Israel, India, and Pakistan: Engaging the Non-NPT States in the Nonproliferation Regime," *Arms Control Today*, Vol.33, No.10, December 2003, pp.15-20)。またソコルスキーは、米国とその同盟国は、イスラエル、インド、パキスタンの核保有を「理解しうるもの」として大目に見てきたが、すべての国家は核兵器を取得する自然権があるという考えに積極的に反対すべきである」と主張している (Henry Sokolski, "Taking Proliferation Seriously," *Policy Review*, Vol.121, October-December 2003, p.57)。
- (74) 二〇〇〇年NPT再検討会議の最終文書の履行の分析については、黒澤満「核不拡散体制と核軍縮——二〇〇〇年最終文書の履行——」『阪大法学』第五三卷三・四号、平成一五年一月、三一—五四頁参照。同様の見解について、Leonard Weiss, "Nuclear-Weapon States and the Grand Bargain," *Arms Control Today*, Vol.33, No.10, December

2003, pp. 21-25. 参照。

(75) Carl Levin and Jack Reed, "Toward a More Responsible Nuclear Nonproliferation Strategy," *Arms Control Today*, Vol. 34, No. 1, January/February 2004, p. 14.

(76) ブラッケンは、第二核時代に入り、米国の通常兵器が戦略的能力を持っているので、米国が先制不使用を受け入れることは大きな利益を伴うとし、得る物に比べて失う物はほとんどないと述べ、米国が先制不使用を受け入れるよう提言している。(Paul Bracken, "Thinking (Again) About Arms Control," *Orbis*, Vol. 48, No. 1, Winter 2004, pp. 156-157. フェイブソンとホーゲンブローンは、消極的安全保障をも含めて先制不使用を議論し、最近のブッシュ政権の政策ではその約束がさらに条件付になってきていることを批判しつつ、①米国は化学生物兵器による攻撃を抑止し対応するのに核兵器を必要としない、②米国の実際の核兵器先制使用はNPTの崩壊など国際安全保障に甚大な影響を与える、③明確な先制不使用は核兵器使用に対するすでに強力なタブーを一層強化する、という理由に基づき、米国がいかなる状況においても最初に核兵器を使用しないという明確な約束をすること、米国の先導に従いさらにすべての核兵器国がそうすべしを主張している。(Harold A. Feiveson and Ernst Jan Hogendoorn, "No First Use of Nuclear Weapons," *The Nonproliferation Review*, Vol. 10, No. 2, Summer 2003, pp. 1-9)。

(77) Yukiya Amano, "A Japanese View on Nuclear Disarmament," *The Nonproliferation Review*, Vol. 9, No. 1, Spring 2002, p. 142. 日本の軍縮政策については、外務省軍備管理・科学審議官組織編『我が国の軍縮外交』日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、平成一四年五月、参照。

(78) 核兵器先制不使用に関する日本の伝統的な立場と新たな議論の発生については、Michael J. Green and Katsuhisa Furukawa, "New Ambitions, Old Obstacles: Japan And Its Search for an Arms Control Strategy," *Arms Control Today*, Vol. 30, No. 6, July/August 2000, p. 23. 参照。